○金融庁告示第二十九号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項、第一条の二第一号ニ及び第九十三条の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定め、平成二十一年十二月一日から適用する。

平成二十一年十二月十一日

金融庁長官　三國谷勝範

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十一年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。

（国際会計基準）

第二条　国際会計基準（規則第一条の二第一号ニに規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際会計基準委員会財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。

（指定国際会計基準）

第三条　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、前条に規定する国際会計基準であって、平成二十一年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

別表一（第一条関係）

号　　数	表　　題
企業会計基準第１号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第２号	１株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第３号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第４号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第５号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第６号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第７号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第８号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第９号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第10号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第11号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第12号	四半期財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その２）
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
企業会計基準第16号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）
企業会計基準第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第21号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第22号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正

別表二（第三条関係）

号　　数	表　　題
	財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第１号	国際財務報告基準の初度適用（First-time Adoption of International Financial Reporting Standards）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第２号	株式報酬（Share-based Payment）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第３号	企業結合（Business Combinations）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第４号	保険契約（Insurance Contracts）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第５号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業（Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第６号	鉱物資源の探査及び評価（Exploration for and Evaluation of Mineral Resources）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第７号	金融商品：開示（Financial Instruments : Disclosures）